

顧客資産の分別保管検査用マニュアル

顧客資産の分別保管に関する検査について

顧客資産の分別保管に関する検査の目的

証券会社における顧客資産の分別保管は、証券会社が破綻した場合において投資家の資産が適切かつ迅速に返還されないこととなれば、投資家に予期せざる損失が生じる可能性があることから、証券会社における顧客資産の分別保管を徹底することにより、顧客資産が顧客に適切に返還されるための制度であり、検査にあたっては有価証券の分別保管と顧客預かり金相当額の信託の適切性を検証する。

顧客資産の分別保管に関する検査の方法

証券会社においては、顧客資産の分別保管の適切性の検証は証券会社自身に委ねられている。

したがって、検査官は顧客資産の分別保管の検査においては、証券会社自身による検証を前提として本検査マニュアル、証券会社の分別保管に関する府令及びチェックリストにより、顧客資産の分別保管にかかる体制の整備等の状況等の検証、いわゆるプロセス・チェックを十分に行い、更に顧客資産を実地に検証することにより、その適切性の検証を行うこととする。

項 目	検査の実施項目	検査における留意点	備 考
分別保管 義務	1. 保管業務 (1) 有価証券 【証取法第47条】 【施行令16条の2】 【府令第3条、6条】 【金・大告24号、25号、530号】	<p>対象</p> <p>法47条第2項の規定により分別される有価証券及び契約により証券会社が消費できる有価証券を除き、顧客から預託を受けた有価証券及びその計算において証券会社が占有する有価証券を分別保管しているか。</p> <p>(注1)有価証券店頭デリバティブ、外国市場証券先物取引、選択権付債券売買取引を除く。</p> <p>(注2)契約により証券会社が消費できる有価証券とは、信用取引にかかる本担保株券、消費寄託契約に基づく有価証券等をいう。</p> <p>(注3)顧客から預託を受けた有価証券及びその計算において証券会社が占有する有価証券とは、売付けのために顧客から一時的に預かった有価証券、保護預り契約に基づく有価証券、信用取引委託保証金等の代用有価証券等をいう。</p> <p>保管方法</p> <p>混蔵保管以外の場合は、顧客の有価証券とその他の有価証券との保管場所を明確に区分し、顧客の有価証券については、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できるように、顧客別あるいは証券の記番号順等により保管し、また、第三者において保管させている場合にも同様の体制が整備されているか。</p> <p>混蔵保管の場合は、顧客の有価証券全体とその他の有価証券との保管場所を明確に区分し、または、第三者において、証券会社の口座と顧客のための口座とを区分する等の方法により、顧客全体の有価証券に係る持分が直ちに判別できるようにするとともに、各々の顧客の持分について証券会社の帳簿等により直ちに判別できるようにしているか。なお、証券会社と顧客等との間で共有関係にある有価証券については、各々の顧客の持分が</p>	付随業務にかかる顧客資産についても分別保管が行われていなければならない。但し、有価証券の貸借等は除く。 【府令第6条】 【金・大告25号】

項 目	検査の実施項目	検査における留意点	備 考
	<p>(2) 顧客分別金 【証券法第 47 条第 2 項】 【府令第 2、3 条、5 条 1 項】</p>	<p>証券会社の帳簿等により直ちに判別できるようにしているか。 (注) 証券会社と顧客等との間で共有関係にある有価証券とは、証券投資信託の受益証券、大券保管の債券、累積投資商品、ミニ株等のうち証券会社と顧客の共有関係にある証券をいう。</p> <p>対象 証券業に係る取引に関して顧客から預託を受けた金銭及び有価証券並びに顧客の計算に属する金銭及び有価証券(有価証券については証券法第 47 条の 2 の規定により担保に供されたもの(契約により証券会社が消費できる有価証券を除く。))について、証券業を廃止した場合等に顧客に返還すべき額として算定したものに相当する金額を顧客分別金として保管しているか。 なお、有価証券については、時価により顧客分別金相当額を計算しているか。</p> <p>分別保管方法 顧客分別金については、次のとおり信託しているか。</p> <p>a) 信託契約の形態 イ. 証券会社を委託者、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者、証券業に係る顧客を元本の受益者としているか。 ロ. 証券会社においては信託管理人を定めているか。また、証券会社が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係る信託管理人を同一人としているか。 ハ. 証券会社が証券法第 79 条の 54 に規定する通知証券会社に該当することとなったときは、原則として投資者保護基金を信託管理人としているか。</p> <p>b) 信託契約の種類としては、金銭の信託、有価証券の信託及び包括信託とし、その運用対象は府令・告示に規定する運用方法によっているか。</p> <p>顧客分別金の計算</p> <p>a) 顧客ごとの顧客分別金の額及びその合計額である顧客分別金の必要額は、毎日計算を行っているか。 b) 顧客分別金の必要額の差替えは、週に 1 日以上の差替計算基準日を設定し、当該基準日の翌日から起算して 3 営業日以内に不足額の追加を行っているか。 c) 顧客分別金の必要額は、差替計算基準日当日の額としているか。(1 週間の残高平均ではない。) d) 信託財産たる有価証券の評価額は、差替計算基準日における時価としているか。ただし、有価証券信託又は金銭と有価証券の包括信託に係る有価証券の評価額は、告示に定める率を乗じた額を上回らない額とし、信託法第 9 条の規定により元本補てん契約付きの金銭信託の場合は、信託財産の元本の評価額は信託元本金額としているか。</p>	

項 目	検査の実施項目	検査における留意点	備 考																								
	<p>2 信用取引等に係る留意点 【証券法第 47 条】 【府令第 3 条】</p>	<p>顧客分別金信託の受益権 証券会社が通知証券会社に該当することとなった場合には、証券会社が信託会社又は信託業務を営む金融機関等に対して運用の指図を行っていないか。（投資者保護基金が特に認める場合を除く。）</p> <p>顧客分別金としての対象 追い証部分を含め、信用取引委託保証金現金並びに再担保に供する信用取引委託保証金代用有価証券に係る時価相当額を顧客分別金の計算対象としているか。</p> <p>（信用取引にかかる証券会社の分別保管の概要）</p> <table border="1" data-bbox="864 523 1603 1019"> <thead> <tr> <th data-bbox="864 523 1274 576">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="1274 523 1603 576">分別保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="864 576 1274 628">本担保現金</td> <td colspan="2" data-bbox="1274 576 1603 628">不 要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 628 1274 681">本担保株券</td> <td colspan="2" data-bbox="1274 628 1603 681">不 要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 681 1274 751">信用取引委託保証金現金 （追い証部分を含む。）</td> <td colspan="2" data-bbox="1274 681 1603 751">信 託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 751 1274 959" rowspan="4">信用取引委託保証金代用 有価証券 （追い証部分を含む。）</td> <td data-bbox="1274 751 1429 804">現物保管分</td> <td data-bbox="1429 751 1603 804">分別保管</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1274 804 1429 857">再担保分</td> <td data-bbox="1429 804 1603 857">金銭の信託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1274 857 1429 909">証金担保分</td> <td data-bbox="1429 857 1603 909">金銭の信託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1274 909 1429 959">母店担保分</td> <td data-bbox="1429 909 1603 959">金銭の信託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 959 1274 1019">信用取引評価益</td> <td colspan="2" data-bbox="1274 959 1603 1019">不 要</td> </tr> </tbody> </table> <p>発行日取引 発行日取引にかかる代用有価証券及び受入保証金を顧客分別金信託の対象としているか。</p>	項 目	分別保管		本担保現金	不 要		本担保株券	不 要		信用取引委託保証金現金 （追い証部分を含む。）	信 託		信用取引委託保証金代用 有価証券 （追い証部分を含む。）	現物保管分	分別保管	再担保分	金銭の信託	証金担保分	金銭の信託	母店担保分	金銭の信託	信用取引評価益	不 要		<p>本担保株券・本担保現金が分別保管されないため評価益も分別保管されない。</p> <p>証金担保分、母店担保分のうち府令第 4 条 5 項の要件を満たす場合には金銭の信託は不要。</p>
項 目	分別保管																										
本担保現金	不 要																										
本担保株券	不 要																										
信用取引委託保証金現金 （追い証部分を含む。）	信 託																										
信用取引委託保証金代用 有価証券 （追い証部分を含む。）	現物保管分	分別保管																									
	再担保分	金銭の信託																									
	証金担保分	金銭の信託																									
	母店担保分	金銭の信託																									
信用取引評価益	不 要																										
	<p>3 取引所に上場されている先物・オプション取引の留意点 【証券法第 108 条の 3】</p>	<p>顧客分別金としての対象 先物・オプション取引に際し、当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金または代用有価証券のうち差換預託したものは顧客資産として分別保管しているか。（直接預託の場合は分別保管を行う必要はない。） 先物・オプション取引に係る評価益 先物取引に係る評価益については、顧客分別金の計算対象としているか。</p>																									

項 目	検査の実施項目	検査における留意点	備 考																
		<p>(取引所上場先物・オプション取引にかかる証券会社の分別保管の概要)</p> <table border="1" data-bbox="864 244 1601 655"> <thead> <tr> <th data-bbox="864 244 1458 300">項 目</th> <th data-bbox="1458 244 1601 300">分別保管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="864 300 1458 355">当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金</td> <td data-bbox="1458 300 1601 355">金銭の信託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 355 1458 403">上記のうち取引所への直接預託分</td> <td data-bbox="1458 355 1601 403">不 要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 403 1458 459">差替預託した場合の委託・取次証拠金代用有価証券</td> <td data-bbox="1458 403 1601 459">必 要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 459 1458 499">上記のうち取引所への直接預託分</td> <td data-bbox="1458 459 1601 499">不 要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 499 1458 563">顧客の損失分として顧客が差し入れる委託証拠金・取次証拠金</td> <td data-bbox="1458 499 1601 563">不 要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 563 1458 619">先物取引評価益</td> <td data-bbox="1458 563 1601 619">金銭の信託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 619 1458 655">オプション取引評価益</td> <td data-bbox="1458 619 1601 655">不 要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) オプション取引評価益は未実現であるため信託は不要である。</p>	項 目	分別保管	当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金	金銭の信託	上記のうち取引所への直接預託分	不 要	差替預託した場合の委託・取次証拠金代用有価証券	必 要	上記のうち取引所への直接預託分	不 要	顧客の損失分として顧客が差し入れる委託証拠金・取次証拠金	不 要	先物取引評価益	金銭の信託	オプション取引評価益	不 要	
項 目	分別保管																		
当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金	金銭の信託																		
上記のうち取引所への直接預託分	不 要																		
差替預託した場合の委託・取次証拠金代用有価証券	必 要																		
上記のうち取引所への直接預託分	不 要																		
顧客の損失分として顧客が差し入れる委託証拠金・取次証拠金	不 要																		
先物取引評価益	金銭の信託																		
オプション取引評価益	不 要																		